

京都市告示第417号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年11月10日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市西京区大枝西新林町二丁目、大枝西新林町四丁目、大枝東新林町三丁目、大枝北福西町三丁目、大枝北福西町四丁目、大枝南福西町一丁目、大原野西境谷町二丁目、大原野東竹の里町二丁目及び大原野東竹の里町四丁目の各全部

京都市伏見区北寝小屋町、南寝小屋町、竹田松林町、竹田泓ノ川町、竹田鳥羽殿町、中島外山町、中島北ノ口町、下鳥羽渡瀬町、下鳥羽葭田町、下鳥羽平塚町、下鳥羽南六反長町、下鳥羽上三栖町、下鳥羽澱女町、下鳥羽浄春ヶ前町、下鳥羽小柳町、下鳥羽北ノ口町、下鳥羽東芹川町、下鳥羽西芹川町及び横大路三栖山城屋敷町の各全部

京都市西京区大枝塚原町、大枝中山町、大枝東長町、大枝西新林町一丁目、大枝西新林町三丁目、大枝西新林町五丁目、大枝西新林町六丁目、大枝東新林町一丁目、大枝東新林町二丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町二丁目、大枝南福西町二丁目、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野西境谷町四丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目、大原野東竹の里町三丁目及び大原野上里北ノ町の各一部

京都市伏見区島津町、北端町、毛利町、治部町、竹田青池町、竹田中内畑町、竹田西内畑町、竹田西段川原町、竹田浄菩提院町、竹田田中宮町、竹田真幡木町、竹田藁屋町、中島樋ノ上町、中島宮ノ前町、中島前山町、中島堀端町、中島中道町、下鳥羽城ノ越町、下鳥羽長田町、下鳥羽東柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽六反長町、下鳥羽広長町、下鳥羽但馬町及び横大路三栖泥町跡町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)